宮崎県公報

平成21年３月31日（火曜日）号外　第20号

発　行　宮　崎　県
印　刷　宮崎市旭１丁目６番25号
小柳印刷株式会社

発行定日　毎週月・木曜日
購読料（送料共）１年　36,000円

目　次

頁

規　則

○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則……（行政経営課）　1

訓　令

○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令……（行政経営課）　9

規　則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月31日

宮崎県知事　東国原　英　夫

宮崎県規則第19号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則（昭和40年宮崎県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

別表（第２条関係）

出先機関の長	委任事務
［略］	
西臼杵支庁長	１～16の２　［略］ 17　農業協同組合法（昭和22年法律第 132号）による次の事務 （１）　［略］ （２）　第11条の４第１項の規定による共済規程の設定の承認及び同条第３項の規定による共済規程の変更又は廃止の承認に関すること。 （３）　第11条の８第１項の規定による信託規程の設定の承認及び同条第３項の規定による信託規程の変更又は廃止の承認に関すること。 （４）　第11条の11の規定による組合の信託の引受けの事業についての処分に関すること。 （５）　第11条の14第１項の規定による宅地等供給事業実施規程の設定の承認及び同条第３項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の承認に関すること。 （６）　第11条の15の３第１項の規定による農業経営規程の設定の承認及び同条第３項の規定による農業経営規程の変更又は廃止の承認に関すること。 （７）　第44条第２項の規定による組合の定款変

改正後

別表（第２条関係）

出先機関の長	委任事務
［略］	
西臼杵支庁長	１～16の２　［略］ 17　農業協同組合法（昭和22年法律第 132号）による次の事務 （１）　［略］ （２）　第11条第４項の規定による信用事業規程の変更の届出の受理に関すること。 （３）　第11条の７第１項の規定による共済規程の設定の承認及び同条第３項の規定による共済規程の変更又は廃止の承認に関すること。 （４）　第11条の７第４項の規定による共済規程の変更の届出の受理に関すること。 （５）　第11条の23第１項の規定による信託規程の設定の承認及び同条第３項の規定による信託規程の変更又は廃止の承認に関すること。 （６）　第11条の29第１項の規定による宅地等供給事業実施規程の設定の承認及び同条第３項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の承認に関すること。 （７）　第11条の32第１項の規定による農業経営規程の設定の承認及び同条第３項の規定による農業経営規程の変更又は廃止の承認に関すること。 （８）　第44条第２項の規定による定款の変更の

更の認可に関すること。	認可に関すること。
	（９） 第44条第４項の規定による定款の変更の届出の受理に関すること。
18 ［略］	18 ［略］
19 農地等取得資金融通取扱要綱（昭和38年６月29日付け38農地Ｂ第2609号農林事務次官通達）による次の事務	19 削除
（１） 第２の１の規定による認定に関すること。	
（２） 第５の規定による農林漁業金融公庫に対する通知に関すること。	
（３） 第６の規定による農業経営改善計画の達成指導に関すること。	
19の２～36の３ ［略］	19の２～36の３ ［略］
36の４ 農林漁業金融公庫の貸付対象事業（県営土地改良事業を除く。）に係る次の事務	36の４ 株式会社日本政策金融公庫の貸付対象事業（県営土地改良事業を除く。）に係る次の事務
（１）・（２） ［略］	（１）・（２） ［略］
36の５～38 ［略］	36の５～38 ［略］
39 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）による次の事務（森林法第19条第１項第１号の規定により知事が同項の事項を処理する場合（当該森林の全部が西臼杵支庁の所管区域内にあるときに限る。）に限る。）	39 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）による次の事務（森林法第19条第１項第１号の規定により知事が同項の事項を処理する場合（当該森林の全部が西臼杵支庁の所管区域内にあるときに限る。）に限る。）
（１） 第19条の７第６項の規定による通知に関すること。	（１） 第19条の７第３項の規定による通知に関すること。
（２） ［略］	（２） ［略］
39の２～40 ［略］	39の２～40 ［略］
40の２ １件の設計金額が 8,000万円未満の建設工事の執行及び検査に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。	40の２ １件の設計金額が 8,000万円未満の建設工事の執行に関すること（変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の２倍を超えることとなる設計図書の変更に関することを除く。）。
（１） 変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の２倍を超えることとなる設計図書の変更に関すること。	
（２） 県土整備部所管工事に係る請負代金額 1,000万円以上の建設工事の検査（出来形部分の検査を除く。）に関すること。	
（３） 農政水産部所管工事及び環境森林部所管工事に係る請負代金額 3,000万円以上の建設工事の検査（出来形部分の検査を除く。）に関すること。	
（４） 農政水産部所管工事及び環境森林部所管工事のうち、高度な技術を要する建設工事等であって知事が別に定めるもの	
	40の３ １件の設計金額が 1,000万円未満（出来形部分の検査については 8,000万円未満）の建設工事の検査に関すること。
40の３～40の８ ［略］	40の４～40の９ ［略］
41～50 ［略］	41～50 ［略］
51 県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和55年宮崎県告示第 664号）第４条第１項の規定による指名競争参加資格審査申請書の受	51 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第 369号）第５条の規定による申請書等の受理に関すること（宮崎県知事の許可を受けた建

	理に関すること（宮崎県知事の許可を受けた建設業者並びに県内に本店を有する測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者及び補償コンサルタントに係るものに限る。）。 52～59　［略］		設業者並びに県内に本店を有する測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者及び補償コンサルタントに係るものに限る。）。 52～59　［略］
［略］		［略］	
保健所長	1　医療法（昭和23年法律第 205号）による次の事務 （1）・（2）　［略］ （3）～(19)　［略］ (20)～(29)　［略］ 1の2　医療法施行令（昭和23年政令第 326号）による次の事務 （1）　第3条の2の規定による届出の受理に関すること。 （2）～（6）　［略］ （7）　第5条の7の規定による登記事項等の届出の受理に関すること。 （8）　第5条の8の規定による役員変更の届出の受理に関すること。 1の3　［略］ 2～3　［略］ 3の2　診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第 385号）並びに診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令（昭和59年政令第 286号）附則第3項の規定に基づきなお効力を有することとされる同令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令（昭和28年政令第 385号）による次の	保健所長	1　医療法（昭和23年法律第 205号）による次の事務 （1）・（2）　［略］ （3）　第6条の3第1項の規定による病院等の情報の報告の受理に関すること。 （4）　第6条の3第2項の規定による病院等の情報の変更の報告の受理に関すること。 （5）　第6条の3第4項の規定による情報の提供の要求に関すること。 （6）　第6条の3第6項の規定による報告の徴収又は是正命令に関すること。 （7）　第6条の8第1項の規定による報告の徴収又は立入検査に関すること。 （8）　第6条の8第2項の規定による広告の中止又は是正命令に関すること。 （9）～(25)　［略］ (26)　第46条の4第7項第4号の規定による報告の受理に関すること。 (27)～(36)　［略］ 1の2　良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条第2項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の医療法による次の事務 （1）　第56条第2項の規定による残余財産の処分認可の申請の受理に関すること。 （2）　第56条第3項の規定による財産の帰属認可の申請の受理に関すること。 1の3　医療法施行令（昭和23年政令第 326号）による次の事務 （1）　第3条の3の規定による届出の受理に関すること。 （2）～（6）　［略］ （7）　第5条の5の規定による社会医療法人に係る認定の申請の受理に関すること。 （8）　第5条の12の規定による登記事項等の届出の受理に関すること。 （9）　第5条の13の規定による役員変更の届出の受理に関すること。 1の4　［略］ 2～3　［略］ 3の2　診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第 385号）による次の事務

事務 （1） 第1条第1項の規定による診療放射線技師又は診療エックス線技師の免許の申請書の受理に関すること。 （2） 第1条の3第2項の規定による診療放射線技師籍又は診療エックス線技師簿の訂正の申請書の受理に関すること。 （3） 第2条第1項の規定による診療放射線技師籍又は診療エックス線技師籍の登録の消除の申請書の受理に関すること。 （4） 第3条第1項の規定による免許証の書換え交付の申請書の受理に関すること。 （5） ［略］	事務 （1） 第1条の2の規定による診療放射線技師の免許の申請書の受理に関すること。 （2） 第1条の4第2項の規定による診療放射線技師籍の訂正の申請書の受理に関すること。 （3） 第2条第1項の規定による診療放射線技師籍の登録の消除の申請書の受理に関すること。 （4） 第3条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請書の受理に関すること。 （5） ［略］
	3の3 診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令（昭和59年政令第 286号）附則第3項の規定に基づきなお効力を有することとされる同令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令（昭和28年政令第 385号）による次の事務 （1） 第1条の3第1項の規定による診療エックス線技師籍の訂正の申請書の受理に関すること。 （2） 第2条第1項の規定による診療エックス線技師籍の登録の消除の申請書の受理に関すること。 （3） 第3条第1項の規定による免許証の書換え交付の申請書の受理に関すること。 （4） 第4条第1項の規定による免許証の再交付の申請書の受理に関すること。
4～14の2 ［略］	4～14の2 ［略］
14の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）による次の事務 （1）・（2） ［略］	14の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）による次の事務 （1）・（2） ［略］
（3）～(14) ［略］	（3） 第5条の5の3の規定による届出書の受理に関すること。 （4）～(15) ［略］ (16) 第12条の11の5の規定による申請書の受理に関すること。
14の4～38 ［略］	14の4～38 ［略］
38の2 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第 386号）による次の事務 （1） 第1条の規定による保健師免許、助産師免許、看護師免許又は准看護師免許の申請書の受理に関すること。 （2） 第3条第1項、第2項及び第4項の規定による保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍の訂正の申請書の受理に関すること。 （3）～(14) ［略］	38の2 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第 386号）による次の事務 （1） 第1条の3の規定による保健師免許、助産師免許、看護師免許又は准看護師免許の申請書の受理に関すること。 （2） 第3条第3項及び第5項の規定による保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍の訂正の申請書の受理に関すること。 （3）～(14) ［略］
38の3～46 ［略］	38の3～46 ［略］
47 医師法施行令（昭和28年政令第 382号）による次の事務 （1） 第1条の規定による医師免許の申請書の	47 医師法施行令（昭和28年政令第 382号）による次の事務 （1） 第3条の規定による医師免許の申請書の

受理に関すること。 （２）　第３条第２項の規定による医籍の訂正の申請書の受理に関すること。 （３）　第４条第１項の規定による医籍の登録の抹消の申請書の受理に関すること。 （４）　第５条第２項の規定による免許証の書換え交付の申請書の受理に関すること。 （５）　第６条第２項の規定による免許証の再交付の申請書の受理に関すること。 （６）　第６条第５項及び第７条の規定による免許証の返納の受理に関すること。 48　［略］ 49　歯科医師法施行令（昭和28年政令第 383号）による次の事務 （１）　第１条の規定による歯科医師免許の申請書の受理に関すること。 （２）　第３条第２項の規定による歯科医籍の訂正の申請書の受理に関すること。 （３）　第４条第１項の規定による歯科医籍の登録の抹消の申請書の受理に関すること。 （４）　第５条第２項の規定による免許証の書換え交付の申請書の受理に関すること。 （５）　第６条第２項の規定による免許証の再交付の申請書の受理に関すること。 （６）　第６条第５項及び第７条の規定による免許証の返納の受理に関すること。 50　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による次の事務 （１）～（４）　［略］ 51　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第 226号）による次の事務 （１）　第３条の規定による臨床検査技師又は衛生検査技師の免許の申請書の受理に関すること。 （２）　第５条第２項の規定による名簿の訂正の申請書の受理に関すること。 （３）　第６条第１項の規定による名簿の登録の消除の申請書の受理に関すること。 （４）　第７条第２項の規定による免許証の書換え交付の申請書の受理に関すること。 （５）　第８条第２項の規定による免許証の再交付の申請書の受理に関すること。 （６）　第８条第５項又は第９条の規定による免許証の返納の受理に関すること。	受理に関すること。 （２）　第５条第２項の規定による医籍の訂正の申請書の受理に関すること。 （３）　第６条第１項の規定による医籍の登録の抹消の申請書の受理に関すること。 （４）　第８条第２項の規定による免許証の書換え交付の申請書の受理に関すること。 （５）　第９条第２項の規定による免許証の再交付の申請書の受理に関すること。 （６）　第９条第５項及び第10条の規定による免許証の返納の受理に関すること。 48　［略］ 49　歯科医師法施行令（昭和28年政令第 383号）による次の事務 （１）　第３条の規定による歯科医師免許の申請書の受理に関すること。 （２）　第５条第２項の規定による歯科医籍の訂正の申請書の受理に関すること。 （３）　第６条第１項の規定による歯科医籍の登録の抹消の申請書の受理に関すること。 （４）　第８条第２項の規定による免許証の書換え交付の申請書の受理に関すること。 （５）　第９条第２項の規定による免許証の再交付の申請書の受理に関すること。 （６）　第９条第５項及び第10条の規定による免許証の返納の受理に関すること。 50　臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による次の事務 （１）～（４）　［略］ 51　臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第 226号）による次の事務 （１）　第１条の規定による臨床検査技師の免許の申請書の受理に関すること。 （２）　第３条第２項の規定による名簿の訂正の申請書の受理に関すること。 （３）　第４条第１項の規定による名簿の登録の消除の申請書の受理に関すること。 （４）　第５条第２項の規定による免許証の書換え交付の申請書の受理に関すること。 （５）　第６条第２項の規定による免許証の再交付の申請書の受理に関すること。 （６）　第６条第５項又は第７条の規定による免許証の返納の受理に関すること。 51の２　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第70号）附則第２条第１項の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第 226号）による次の事務 （１）　第３条の規定による衛生検査技師の免許の申請書の受理に関すること。 （２）　第５条第２項の規定による名簿の訂正の

	52　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）による次の事務 （1）～（5）　［略］ 53～63の2　［略］ 64　特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン回収破壊法」という。）による次の事務 （1）～（3）　［略］ （4）　第22条第2項（改正前のフロン回収破壊法第33条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理に関すること。 （5）～（8）　［略］ （9）　第44条及び改正前のフロン回収破壊法第71条第1項の規定による立入検査に関すること。 65～69　［略］		申請書の受理に関すること。 （3）　第6条第1項の規定による名簿の登録の消除の申請書の受理に関すること。 （4）　第7条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請書の受理に関すること。 （5）　第8条第2項の規定による免許証の再交付の申請書の受理に関すること。 （6）　第8条第5項又は第9条の規定による免許証の返納の受理に関すること。 52　臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）による次の事務 （1）～（5）　［略］ 53～63の2　［略］ 64　特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン回収破壊法」という。）による次の事務 （1）～（3）　［略］ （4）　第22条第3項（改正前のフロン回収破壊法第33条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理に関すること。 （5）～（8）　［略］ （9）　第44条第1項及び改正前のフロン回収破壊法第71条第1項の規定による立入検査に関すること。 65～69　［略］
看護大学長	1　［略］ 2　教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第1項（第30条において準用する場合を含む。）の規定による教員（学長、副学長、学生部長又は附属図書館長が兼務する者を除く。）及び助手の兼職及び事業等の従事の承認に関すること。 3　［略］	看護大学長	1　［略］ 2　教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第1項（第30条において準用する場合を含む。）の規定による教員（学長、学部長、学生部長、研究科長又は附属図書館長が兼務する者を除く。）及び助手の兼職及び事業等の従事の承認に関すること。 3　［略］
［略］		［略］	
農林振興局長	1～2の4　［略］ 2の5　農業協同組合法による次の事務 （1）　［略］ （2）　第11条の4第1項の規定による共済規程の設定の承認及び同条第3項の規定による共済規程の変更又は廃止の承認に関すること。 （3）　第11条の8第1項の規定による信託規程の設定の承認及び同条第3項の規定による信託規程の変更又は廃止の承認に関すること。 （4）　第11条の11の規定による組合の信託の引受けの事業についての処分に関すること。 （5）　第11条の14第1項の規定による宅地等供給事業実施規程の設定の承認及び同条第3項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更	農林振興局長	1～2の4　［略］ 2の5　農業協同組合法による次の事務 （1）　［略］ （2）　第11条第4項の規定による信用事業規程の変更の届出の受理に関すること。 （3）　第11条の7第1項の規定による共済規程の設定の承認及び同条第3項の規定による共済規程の変更又は廃止の承認に関すること。 （4）　第11条の7第4項の規定による共済規程の変更の届出の受理に関すること。 （5）　第11条の23第1項の規定による信託規程の設定の承認及び同条第3項の規定による信託規程の変更又は廃止の承認に関すること。 （6）　第11条の29第1項の規定による宅地等供給事業実施規程の設定の承認及び同条第3項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更

		又は廃止の承認に関すること。 （６）　第11条の15の３第１項の規定による農業経営規程の設定の承認及び同条第３項の規定による農業経営規程の変更又は廃止の承認に関すること。 （７）　第44条第２項の規定による組合の定款変更の許可に関すること。 ２の６　［略］ ２の７　農地等取得資金融通取扱要綱による次の事務 （１）　第２の１の規定による認定に関すること。 （２）　第５の規定による農林漁業金融公庫に対する通知に関すること。 （３）　第６の規定による農業経営改善計画の達成指導に関すること。 ２の８～３の３　［略］ ３の４　農林漁業金融公庫の貸付対象事業（県営土地改良事業を除く。）に係る次の事務 （１）・（２）　［略］ ３の５～５の７　［略］ ６　租税特別措置法施行令による次の事務（森林法第19条第１項第１号の規定により知事が同項の事項を処理する場合（当該森林の全部が当該農林振興局の所管区域内にあるときに限る。）に限る。） （１）　第19条の７第６項の規定による通知に関すること。 （２）　［略］ ６の２～９　［略］ 10　１件の設計金額が 8,000万円未満の建設工事の執行及び検査に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。 （１）　変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の２倍を超えることとなる設計図書の変更に関すること。 （２）　請負代金額 3,000万円以上の建設工事の検査（出来形部分の検査を除く。）に関すること。 （３）　高度な技術を要する建設工事等であって知事が別に定めるもの 10の２～10の６　［略］ 11～23　［略］		又は廃止の承認に関すること。 （７）　第11条の32第１項の規定による農業経営規程の設定の承認及び同条第３項の規定による農業経営規程の変更又は廃止の承認に関すること。 （８）　第44条第２項の規定による定款の変更の認可に関すること。 （９）　第44条第４項の規定による定款の変更の届出の受理に関すること。 ２の６　［略］ ２の７　削除 ２の８～３の３　［略］ ３の４　株式会社日本政策金融公庫の貸付対象事業（県営土地改良事業を除く。）に係る次の事務 （１）・（２）　［略］ ３の５～５の７　［略］ ６　租税特別措置法施行令による次の事務（森林法第19条第１項第１号の規定により知事が同項の事項を処理する場合（当該森林の全部が当該農林振興局の所管区域内にあるときに限る。）に限る。） （１）　第19条の７第３項の規定による通知に関すること。 （２）　［略］ ６の２～９　［略］ 10　１件の設計金額が 8,000万円未満の建設工事の執行に関すること（変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の２倍を超えることとなる設計図書の変更に関することを除く。）。 10の２　１件の設計金額が 1,000万円未満（出来形部分の検査については 8,000万円未満）の建設工事の検査に関すること。 10の３～10の７　［略］ 11～23　［略］
［略］			［略］		
家畜保健衛生所長	１～３　［略］ ４　薬事法による次の事務 （１）　［略］		家畜保健衛生所長	１～３　［略］ ４　薬事法による次の事務 （１）　［略］	

	（２） 第69条第１項の規定による立入検査等に関すること（動物用医薬品等に係るものに限る。）。 （３） ［略］ （４） 第72条の規定による改善命令等に関すること（動物用医薬品等に係るものに限る。）。 ５～13 ［略］
畜産試験場長	［略］
土木事務所長	１・２ ［略］ ３ １件の設計金額が 8,000万円未満の建設工事の執行及び検査に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。 （１） 変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の２倍を超えることとなる設計図書の変更に関すること。 （２） 請負代金額 1,000万円以上の建設工事の検査（出来形部分の検査を除く。）に関すること。 ３の２ ［略］ ４～31 ［略］ 32 県が発注する建設工事の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱第４条第１項の規定による指名競争参加資格審査申請書の受理に関すること（宮崎県知事の許可を受けた建設業者並びに県内に本店を有する測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者及び補償コンサルタントに係るものに限る。）。 33～38 ［略］
［略］	
港湾事務所長	１ ［略］ ２ １件の設計金額が 8,000万円未満の建設工事の執行及び検査に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。 （１） 変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の２倍を超えることとなる設計図書の変更に関すること。 （２） 請負代金額 1,000万円以上の建設工事の検査（出来形部分の検査を除く。）に関すること。 ２の２ ［略］ ３～20 ［略］

	（２） 第69条第１項、第２項及び第３項の規定による立入検査等に関すること（動物用医薬品等に係るものに限る。）。 （３） ［略］ （４） 第72条第４項の規定による改善命令等に関すること（動物用医薬品等に係るものに限る。）。 ５～13 ［略］ 14 共同研究に伴う事務に関すること。
畜産試験場長	［略］
水産試験場長	１ 共同研究に伴う事務に関すること。
土木事務所長	１・２ ［略］ ３ １件の設計金額が 8,000万円未満の建設工事の執行に関すること（変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の２倍を超えることとなる設計図書の変更に関することを除く。）。 ３の２ １件の設計金額が 1,000万円未満（出来形部分の検査については 8,000万円未満）の建設工事の検査に関すること。 ３の３ ［略］ ４～31 ［略］ 32 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第５条の規定による申請書等の受理に関すること（宮崎県知事の許可を受けた建設業者並びに県内に本店を有する測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者及び補償コンサルタントに係るものに限る。）。 33～38 ［略］
［略］	
港湾事務所長	１ ［略］ ２ １件の設計金額が 8,000万円未満の建設工事の執行に関すること（変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の２倍を超えることとなる設計図書の変更に関することを除く。）。 ２の２ １件の設計金額が 1,000万円未満（出来形部分の検査については 8,000万円未満）の建設工事の検査に関すること。 ２の３ ［略］ ３～20 ［略］

都市公園総合事務所長	1　［略］ 2　1件の設計金額が 8,000万円未満の建設工事の執行及び検査に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。 （1）　変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の2倍を超えることとなる設計図書の変更に関すること。 （2）　請負代金額 1,000万円以上の建設工事の検査（出来形部分の検査を除く。）に関すること。 2の2　［略］ 3～8　［略］
［略］	

付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係）

1～13　［略］ 14　宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱（平成10年4月1日定め）に基づく補助金のうち、新需給システム推進事業、新地域水田農業担い手条件整備事業、宮崎米新産地づくり体制支援事業、新みやざき園芸産地再生事業、元気みやざき園芸産地確立事業、「みやざきの花」ブランド産地育成対策事業、今だ！ラナンキュラス日本一産地づくり事業、魅力あるみやざきの果樹産地育成事業、葉たばこ等特用作物経営安定対策事業及び「魅力あるみやざき茶」産地総合対策事業に係る補助金 15～17　［略］ 18　削除 19～42　［略］ 43　プラスワンむらづくり支援事業費補助金交付要綱（平成14年7月8日定め）に基づく補助金 44～49　［略］

都市公園総合事務所長	1　［略］ 2　1件の設計金額が 8,000万円未満の建設工事の執行に関すること（変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の2倍を超えることとなる設計図書の変更に関することを除く。）。 2の2　1件の設計金額が 1,000万円未満（出来形部分の検査については 8,000万円未満）の建設工事の検査に関すること。 2の3　［略］ 3～8　［略］
［略］	

付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係）

1～13　［略］ 14　宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱（平成10年4月1日定め）に基づく補助金のうち、新需給システム推進事業、新地域水田農業担い手条件整備事業、宮崎米新産地づくり体制支援事業、挑戦！みやざき施設園芸産地改革事業、新みやざき園芸産地再生事業、元気みやざき園芸産地確立事業、「みやざきの花」ブランド産地育成対策事業、今だ！ラナンキュラス日本一産地づくり事業、魅力あるみやざきの果樹産地育成事業、宮崎ならではの果樹産地構造改革推進事業、葉たばこ等特用作物経営安定対策事業及び「魅力あるみやざき茶」産地総合対策事業に係る補助金 15～17　［略］ 18　宮崎県農業安全・安心対策資金利子補給補助金交付要綱（平成21年4月1日定め）に基づく補助金 19～42　［略］ 43　削除 44～49　［略］

附　則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

訓　　令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成21年3月31日

宮崎県知事　東国原　英　夫

訓令第2号

本　　庁
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第2条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ	（定義） 第2条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ

ぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）～(14)　［略］

(15)　副所長等　組織規則第 271条に規定する副所長、次長、副院長、教頭、副校長、副園長、副学長又は副場長（2人以上置かれている場合にあっては、職務の担当が統括の者）をいう。

(16)～(19)　［略］

（出先機関における専決）

第5条　［略］

2～8　［略］

9　県税・総務事務所総務事務センター課長又は総務商工センター課長（以下「総務事務（総務商工）センター課長」という。）は、県税・総務事務所長専決事項のうち別表第6の3に掲げる事務を専決することができる。

10　［略］

11　看護大学事務局長、学生部長、附属図書館長及び総務課長は、看護大学長専決事項のうち別表第7の2のそれぞれの専決事項の欄に掲げる事務をそれぞれ専決することができる。

12　［略］

別表第2（第4条関係）

本庁各課共通専決事項

事務	事項	専決区分						摘要
		副知事	部長	次長	課長	課長補佐	担当リーダー	
［略］								
12　建設工事に関する事務	［略］							
	（6）　県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成16年宮崎県告示第259号）による指名競争入札参加者資格の認定、認定の取消し及び指名停止に関すること。	○						
	［略］							

［略］

別表第3（その1）（第4条関係）

本庁各課特定専決事項

課	副知事専決事項	部長特定専決事項	次長特定専決事項	課長特定専決事項	課長補佐特定専決事項
［略］					
総務事務		［略］	［略］	1　［略］ 2　物品の受払	1　［略］ 2　報酬、賃金

ぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）～(14)　［略］

(15)　副所長等　組織規則第 271条に規定する副所長、次長、副院長、教頭、副校長、副園長又は副場長（2人以上置かれている場合にあっては、職務の担当が統括の者）をいう。

(16)～(19)　［略］

（出先機関における専決）

第5条　［略］

2～8　［略］

9　県税・総務事務所総務事務センター長又は総務商工センター長（以下「総務事務（総務商工）センター長」という。）は、県税・総務事務所長専決事項のうち別表第6の3に掲げる事務を専決することができる。

10　［略］

11　看護大学事務局長、学部長、学生部長、研究科長、附属図書館長及び総務課長は、看護大学長専決事項のうち別表第7の2のそれぞれの専決事項の欄に掲げる事務をそれぞれ専決することができる。

12　［略］

別表第2（第4条関係）

本庁各課共通専決事項

事務	事項	専決区分						摘要
		副知事	部長	次長	課長	課長補佐	担当リーダー	
［略］								
12　建設工事に関する事務	［略］							
	（6）　県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）による入札参加資格の認定及び認定の取消し並びに入札参加資格停止に関すること。	○						
	［略］							

［略］

別表第3（その1）（第4条関係）

本庁各課特定専決事項

課	副知事専決事項	部長特定専決事項	次長特定専決事項	課長特定専決事項	課長補佐特定専決事項
［略］					
総務事務		［略］	［略］	1　［略］ 2　1件50万円	1　［略］ 2　1件50万円

センター				通知に関すること。 3・4　［略］ 5　1件50万円以上 600万円未満の物品の購入に係る支出負担行為（単価契約品の購入を除く。）に関すること。 6　［略］	、報酬及び賃金に係る共済費並びに旅費の支出負担行為及び支出命令に関すること。 3　物品の購入に係る支出負担行為及び支出命令に関する次の事務 （1）　単価契約品の購入に係る支出負担行為に関すること。 （2）　1件50万円未満の物品の購入に係る支出負担行為に関すること。 （3）　物品の購入に係る支出命令に関すること。
［略］					

別表第3（その2）（第4条関係）

本庁各課特定専決事項

課	担当リーダー特定専決事項
人事課	［略］
［略］	

別表第6の3（第5条関係）

総務事務（総務商工）センター課長専決事項
［略］

センター				以上の物品（単価契約品を除く。）の受払通知に関すること。 3・4　［略］ 5　1件50万円以上 600万円未満の物品（単価契約品を除く。）の購入に係る支出負担行為に関すること。 6　［略］	未満の物品（単価契約品を除く。）の受払通知に関すること。 3　物品（単価契約品を除く。）の購入に係る次の事務 （1）　入札の執行に関すること（1件50万円未満のものに限る。）。 （2）　入札における予定価格及び最低制限価格の決定に関すること（1件50万円未満のものに限る。）。 （3）　支出負担行為に関すること（1件50万円未満のものに限る。）。 （4）　支出命令に関すること。
［略］					

別表第3（その2）（第4条関係）

本庁各課特定専決事項

課	担当リーダー特定専決事項
人事課	［略］
総務事務センター	1　報酬、賃金、報酬及び賃金に係る共済費並びに旅費の支出負担行為及び支出命令に関すること。 2　物品（単価契約品に限る。）の受払通知に関すること。 3　物品（単価契約品に限る。）の購入に係る支出負担行為及び支出命令に関すること。
［略］	

別表第6の3（第5条関係）

総務事務（総務商工）センター長専決事項
［略］

別表第７の２（第５条関係）

看護大学事務局長専決事項	看護大学学生部長専決事項	看護大学附属図書館長専決事項	看護大学総務課長専決事項
1　職員（学長、副学長、学生部長、附属図書館長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務局長を除く。）の休暇の承認及び出張に関すること。 2　職員（学長、副学長、学生部長、附属図書館長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務局長を除く。）の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。	［略］	［略］	［略］

別表第７の２（第５条関係）

看護大学事務局長専決事項	看護大学学部長専決事項	看護大学学生部長専決事項	看護大学研究科長専決事項	看護大学附属図書館長専決事項	看護大学総務課長専決事項
1　職員（学長、学部長、学生部長、研究科長、附属図書館長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務局長を除く。）の休暇の承認及び出張に関すること。 2　職員（学長、学部長、学生部長、研究科長、附属図書館長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務局長を除く。）の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関するこ	1　臨地実習に係る教員配置に関すること。 2　学部の教員のファカルティ・ディベロップメント（教員が授業内容等の方法を改善し、向上させるための組織的な取組み）に関すること。 3　学部の学生の履修状況の確認に関すること。 4　学部の教員（学長、学部長、学生部長、研究科長及び附属図書館長を除く。）の臨地実習に	［略］	1　研究ゼミの計画及び実施に関すること。 2　研究科の学生の履修状況の確認に関すること。 3　その他研究科に係る軽易な事項の処理に関すること。	［略］	［略］

3　［略］			

別表第９（第10条関係）

出先機関名	第１代決者	第２代決者	第３代決者
［略］			
県税・総務事務所	県税に関する事務にあっては管理課長又は納税管理課長、総務事務センター及び総務商工センターの主管に係る事務にあっては総務事務センター課長又は総務商工センター課長（宮崎県税・総務事務所にあっては次長（当該次長が担当する事務に限る。）））	主務課長（宮崎県税・総務事務所の県税に関する事務にあっては管理課長、総務事務センターの主管に係る事務にあっては総務事務センター課長）	［略］
［略］			
看護大学	副学長	事務局長（厚生補導に関する事務にあっては学生部長、附属図書館に関する事務にあっては附属図書館長）	
［略］			
食肉衛生検査所	［略］		
［略］			
木材利用技術セン	副所長	［略］	

と。

3　［略］	係る出張に関すること。 5　その他学部に係る軽易な事項の処理に関すること。		

別表第９（第10条関係）

出先機関名	第１代決者	第２代決者	第３代決者
［略］			
県税・総務事務所	県税に関する事務にあっては管理課長又は納税管理課長、総務事務センター及び総務商工センターの主管に係る事務にあっては総務事務センター長又は総務商工センター長（宮崎県税・総務事務所にあっては次長（当該次長が担当する事務に限る。）））	主務課長（宮崎県税・総務事務所の県税に関する事務にあっては管理課長、総務事務センターの主管に係る事務にあっては総務事務センター長）	［略］
［略］			
看護大学	事務局長（学部に関する事務にあっては学部長、厚生補導に関する事務にあっては学生部長、研究科に関する事務にあっては研究科長、附属図書館に関する事務にあっては附属図書館長）		
［略］			
食肉衛生検査所	［略］		
児童相談所	こども福祉課長		
［略］			
木材利用技術セン	副所長（当該副所長が担当する事務に限る。）	［略］	

ター			
［略］			
食品開発センター	副所長	管理課長	
［略］			

ター			
［略］			
食品開発センター	管理課長		
［略］			

附　則

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。